

自治体名	北海道石狩市	青森県青森市	東京都大田区	東京都豊島区	神奈川県横須賀市
事業名	おひとり暮らし等安心登録サービス事業	終活情報登録	老いじたく情報登録事業	終活情報登録事業	わたしの終活登録
事業開始時期	令和3年10月	令和6年6月	令和6年7月	令和4年4月	平成30年5月
担当部署	福祉部 地域包括ケア課	福祉部 高齢者支援課	福祉部福祉管理課調整担当	福祉部 高齢者福祉課	民生局福祉こども部地域福祉課
人員体制	社協：3人（兼務）	2人	1人(専任、非常勤)	社協：8名（全員兼務） 区：2名	4名（兼務） ※市職員3名、委託先NPO1名
直営・委託の別、委託先	委託(委託先：石狩市社会福祉協議会 石狩市成年後見センター)	直営	直営	委託(委託先：豊島区民社会福祉協議会 地域福祉課)	(委託の職員は生活困窮者自立支援制度のアウトリーチと本事業を兼務)
条例・要綱	石狩市おひとり暮らし等安心登録サービス事業実施要綱	要綱に基づき実施	大田区老いじたく情報登録事業実施要綱・実施要領	豊島区終活情報登録事業実施要綱	要綱に基づき実施
対象者	概ね65歳以上の独居高齢者（ただし、高齢事情、障がい等の理由により、緊急時の対応が困難であれば、夫婦などの世帯も対象）	市に住所がある65歳以上の市民	区に住居登録がある65歳以上	区内在住の65歳以上の方、その他必要と認める方	市民であれば年齢は問わない
登録者の属性	男性3割、女性7割 60代4%、70代25%、80代54%、90代17%（平均82.9歳） 独居92%	女性100% 70代7割、80代3割	男性5割、女性5割。 70代5割、80代5割。 単身世帯。	男性3割、女性7割 60代2割、70代4割、80代3割、90代1割。 93%が単身者、それ以外は夫婦での登録が1組、子と同居中が1名。 単身で親族がいない人は6% 緊急連絡先の登録がない人は4%	男性4割、女性6割（R5時点） 65～74歳が多い。80代は少なく、90代はほとんどいない。10～40代もいる。 独居・同居の両方がある。
費用負担	無料	無料	無料	無料	無料
登録方法	紙（窓口、訪問、郵送）	紙（窓口または郵送）	紙（窓口または郵送）	紙（窓口提出）	紙（窓口または郵送）、電話、電子申請
本人以外で登録できる人	後見人等がいる場合は、後見人等が代理申請可能	本人が認知症などで申請できない場合に限り、後見人あるいは後見人がいない場合は親族	成年後見人（補助人、保佐人含む）	成年後見人（保佐人・補助人は除く）	後見人、親族、知人
登録カード等の形状	A4サイズとカードサイズの2種類	登録証（A4サイズ）と登録カード（診察券サイズの携帯用）	情報登録事業完了通知書と登録証（携帯用・住宅掲示用）2種類	登録証（A4サイズ）／携帯用カード（2つ折り名刺サイズ）・マグネット	登録証（カード型と室内掲示用）
登録カード(複数ある場合は携帯用)の記載内容	住所・氏名・生年月日	登録番号、登録項目、氏名、住所、生年月日、電話番号、登録日	登録番号及び担当課名と担当課の電話番号を記載。	登録番号・生年月日・氏名・住所・連絡先・登録項目	表面（必ず記載）登録年月日・登録番号・住所・氏名・生年月日・血液型 裏面：緊急連絡先の名前と電話番号・かかりつけ医と電話番号※記載せず「市役所にお問い合わせください」と表記することも可
情報項目（「その他、自由登録」については記載省略）	緊急連絡先と連絡する際の条件 医療情報（かかりつけ医、主病名、アレルギー、服薬） 介護サービス（要介護度、ケアマネ、サービス事業所） 家族情報 葬儀会社 納骨先 納骨依頼先 家財道具処分依頼先 死後事務委任契約先 遺言書保管場所と開示指定者 エンディングノート保管場所	緊急連絡先 本籍 かかりつけ医やアレルギー等 リビングウィル（延命治療意思等）の保管場所 エンディングノートの保管場所 生命保険・預貯金等 臓器提供の意思 葬儀や遺品整理の生前契約先 お墓の所在地 遺言書の保管場所 本人の自由登録事項	【必須項目】 氏名、住所、生年月日 電話番号 緊急連絡先 本籍、筆頭者 かかりつけ医療機関 既往歴、現病歴 【任意項目】 リビングウィルの保管場所 エンディングノートの保管場所 任意後見契約の契約先及び契約書の保管場所 死後事務委任契約・老いじたくに関する生前契約の契約先・契約書の保管場所 遺言書の保管場所・指定回答対象者 お墓の所在地・指定回答対象者	緊急連絡先 本籍 通院先・アレルギー等 リビングウィルの保管場所 エンディングノートの保管場所 臓器提供の意思 献体登録先 死後事務委任契約や終活に係る生前契約等 遺言書の保管場所	氏名、本籍、住所、生年月日 緊急連絡先 支援事業所や終活サークルなどの地域コミュニティ かかりつけ医、アレルギー等、血液型 リビングウィルの保管場所・預け先 エンディングノートの保管場所・預け先 臓器提供意思 葬儀や遺品整理の生前契約先 遺言書の保管場所と、その場所を開示する対象者の指定 お墓の所在地
緊急連絡先空欄で登録できるか	できない	できる	できない	できる	できる
緊急連絡先となる人の同意	登録時に緊急連絡先に実際に架電し、繋がるかどうか確認している。	求めている（申請書とともに同意書を提出）	自筆同意書を求めている	可能な限り同意書（自筆）の提出を求めている	同意をもらっておいください、と本人には伝えるが、同意書までは求めない
情報共有範囲	警察、消防、医療機関、福祉事務所、本人が指定した者	警察、消防、医療機関、福祉事務所、本人が指定した者	・登録者が指定した方 ・医療機関、警察署、消防署 ・区の福祉関係機関 ・不動産関係者（登録対象者が賃貸借住宅に居住している場合における賃貸借契約の相手方、管理会社を含む）	警察・消防・医療機関・福祉事務所及びあらかじめ照会可能な者として登録された方 ※開示先によって、開示不可項目の設定あり	(生前開示) 医療機関、消防署、警察署、福祉事務所、および本人が希望した場合に本人が指定した者 (死後開示) 遺言書の保管先については、本人が指定した者に対してのみ開示、お墓の所在地については、納骨・墓参希望の全ての第三者に開示
情報共有のタイミング	病気・ケガ等により意思表示ができない時、死亡時、生命・身体・財産の保護のために必要な場合	病気・ケガ等により意思表示ができない時、死亡時、	病気・ケガ等により意思表示ができない時、死亡時、生命・身体・財産の保護のために必要な場合	病気・ケガ等により意思表示ができない時、死亡時、生命・身体・財産の保護のために必要な場合	いざという時（生命・身体・財産の保護のために必要な場合）
データ保管方法	データ及び紙媒体（Excel、紙の登録票）	紙保管	紙・電子ファイル(PDF)・Excel(一部情報のみを転記)で保管	紙で管理し、専用の金庫で保管（登録者リストは電子データで管理）	紙で保管。PDFなし。Excelに住所・氏名の記載があり登録の有無だけわかる。福祉の共通画面の特記事項欄に登録の有無が書いてある。
登録内容の更新	年に1回郵送により登録内容を確認し、登録情報を更新している。	登録者の定期確認はしていない	登録後6カ月毎に変更の有無確認連絡	本人からの申し出。加えて、年2回の「みまもり連絡」（電話と郵送）にて確認。	更新は行わない
登録内容の削除	死亡→市からの情報提供、家族からの申出による登録抹消→登録抹消申出書による	定期的な住民票情報の確認、転出・死亡後は一年間保管	毎月月初めに住民登録状況を確認。死亡日及び転出日から5年後に削除	区外転出時、死亡した日から3年経過する日の属する年度末日、登録廃止の届出があったとき（区外転出、死亡については、区にて月1回住民基本台帳と照合）	死亡日から33年目の前日まで保管して、そのあと削除する。現時点では死亡についての照合・確認は行っていない。

自治体名	神奈川県鎌倉市	神奈川県逗子市	岐阜県岐阜市	愛知県大府市	愛知県田原市
事業名	終活情報登録事業	終活情報登録事業	わたしのあんしん終活登録事業	わたしのさくら登録	田原市終活情報登録事業
事業開始時期	令和元年9月	令和2年10月	令和5年6月	令和5年10月	令和6年10月
担当部局	健康福祉部高齢者いきいき課	福祉部社会福祉課 地域共生係	福祉部高齢福祉課	福祉部福祉総合相談室	福祉部 高齢福祉課
人員体制	2人(兼務)	2人(兼務)	1人(兼務)	10人(兼務含む)	2人(兼務)
直営・委託の別、委託先	直営	直営	直営	直営	直営
条例・要綱	鎌倉市終活情報登録事業実施要綱	逗子市終活情報登録事業実施要綱	岐阜市終活情報登録事業実施要綱	大府市終活登録事業実施要綱	田原市終活情報登録事業実施要綱
対象者	鎌倉市に住居基本台帳の登録がある概ね65歳以上の者で登録時に意思を明瞭に示すことができる者	市内に住所を有する65歳以上の者	市の住民基本台帳に登録されている65歳以上の方	市独自のエンディングノート「さくらノート」保持者の大府市民	市内に住所を有する年齢65歳以上の者で、かつ、市が配布するエンディングノートを所持する者
登録者の属性	男性38%、女性62% 70代23%、80代62%、90代15%	男性のみ 80代50%、90代50% 要支援認定者50%	4:6 90代約1割、80代約4割、70代約4割、60代約1割 ほぼひとり暮らし高齢者	男:女=1:4 70代4名、90代1名 独居	【問い合わせ者】 男性7割、女性3割 すべて65歳以上 独居・高齢者のみ世帯
費用負担	無料	無料	無料	無料	無料
登録方法	紙(窓口または郵送)	紙(窓口提出)	紙(窓口または郵送)	紙(窓口提出)	紙(窓口または郵送)
本人以外で登録できる人	なし(登録時に意思を明瞭に示すことができる者を対象としていることから本人による登録を想定している)	①後見人(登記の事実がわかる書類が必要) ②親族(後見人がいない場合)	後見人等、親族による申請(委任状は不要)	後見人	認知症等の疾病等により、明らかに申請できない場合に限り、成年後見人や親族(委任状不要)
登録カード等の形状	有(名刺サイズの携帯用カード)	カードサイズ(3つ折り)とA5サイズ	登録証(A4サイズ)と登録カード(57×82mmの携帯用)	登録カード(自宅掲示用と携帯用の2種類)	登録証(A4サイズ)と登録カード(診察券サイズの携帯用)
登録カード(複数ある場合は携帯用)の記載内容	氏名・生年月日・血液型・住所・連絡先	登録年月日・指名・生年月日・住所・登録がある情報項目・緊急連絡先・かかりつけ医	氏名・登録番号	住所、氏名、生年月日、登録番号、登録日	氏名と登録番号
情報項目 (「その他、自由登録」については記載省略)	緊急連絡先 かかりつけ医 いつも飲む薬 アレルギー等 延命治療等に関すること 葬儀 お墓 遺言書 生命保険・預貯金 エンディングノート	緊急連絡先 本籍 通院先・アレルギー リビングウィルの保管場所・預け先 エンディングノートの保管場所・預け先 臓器提供の意思 献体登録先 死後事務委任契約や葬儀等の生前契約等 遺言書の保管場所 お墓の所在地 他の自由項目 (※緊急連絡先は登録必須)	緊急連絡先 本籍 かかりつけ医、持病等の情報 リビング・ウィルの保管場所 エンディングノートの保管場所 臓器提供の意思 献体登録先 葬儀などの生前契約先 遺言書の保管場所 お墓の所在地	さくらノートの保管場所 もしもの時に連絡してほしい人 預貯金、保険情報 かかりつけ医 人生の最終段階の医療 献体、臓器提供 遺言書 葬儀 お墓	緊急連絡先 本籍地 かかりつけ医・アレルギー 預貯金・保険情報等 エンディングノートの保管場所 臓器提供の意思 葬儀や遺品整理の生前契約先 お墓の所在地 遺言書の有無・保管場所 その他自由登録
緊急連絡先空欄で登録できるか	できる(が、できるだけ記入を求める)	できない	できる	できる	できる
緊急連絡先となる人の同意	求めない	自筆・捺印した同意書を求めている	求めない	求めている	本人の自筆による同意が必要
情報共有範囲	警察、消防、医療機関及び登録者が指定した者	警察、消防、医療機関、福祉事務所や指定した回答対象者	警察署、消防署、医療機関、福祉事務所、本人が指定した者	警察、消防、医療機関、福祉事務所、あらかじめ指定された人	医療機関、警察、消防、福祉事務所、事前に開示先として登録された方
情報共有のタイミング	急病・外出中の事故等の緊急時	意思表示できない時、死亡した時、生命・身体・財産の保護のために必要がある時	意思表示できない時、死亡した時、生命・身体・財産の保護のために必要がある時	意思表示できなくなり、かつ身体・生命・財産の保護のために必要がある場合、死亡した時	病気や事故等で意思表示できなくなったとき、又は死亡したとき 生命・身体・財産の保護のために必要な場合
データ保管方法	紙・電子ファイル(PDF)・Excel(全項目を転記)全庁的な文書管理システムで管理している。	紙・電子ファイル	紙(横須賀市担当者に伺い、データと誤って消去することもあるため、紙のみでの保管とした)	紙、電子ファイル	登録票及び登録同意書は紙媒体で保管、登録された情報はexcelに全項目を転記し、パスワードをかけて管理。
登録内容の更新	年1回、郵便で登録内容の写しと変更届・返信用封筒を送付	年に1度本人に電話をして確認している。	本人からの申し出があった場合のみ	変更申請受付時に随時更新。 登録から概ね1年後に変更有無の連絡(郵送)。	本人の申出による。 定期的な登録内容の確認は実施しない予定。死亡・転出については年2回程度住民基本台帳を確認する予定。
登録内容の削除	年1回程度、転出等を確認し、対応を検討する予定としている。	・登録対象者が市外に転出したとき ・登録対象者の死亡から5年が経過したとき ・事業の登録廃止の届出があったとき ・登録した内容等に不正又は虚偽があることが認められたとき	本人からの申し出があった場合、転出した日、死亡から5年経過した日に廃止	転出した時、死亡した日から5年が経過した日、死亡した日の末日を経過した時、登録廃止の届出があった時、登録内容に不正又は虚偽があることが認められた時	市外に転出したとき、死亡した日から1年が経過した日、死亡した日の末日を経過したとき、登録廃止の届出があったとき、登録した内容等に不正又は虚偽があることが認められたとき

自治体名	三重県四日市市	兵庫県姫路市	山口県周南市	香川県坂出市	愛媛県今治市
事業名	高齢者終活情報登録事業	終活支援事業	終活情報登録制度	わたしの終活情報登録事業	終活情報登録事業
事業開始時期	令和6年11月	令和6年10月	令和6年7月	令和6年4月	令和6年4月
担当部局	健康福祉部 高齢福祉課	健康福祉局 長寿社会支援部 高齢者支援課	福祉部地域福祉課もやいネットセンター	ふくし課 生活福祉係	健康福祉部健康福祉政策局福祉政策課
人員体制	3人(兼務)	2人(兼務)	9人	1人(兼務)	3人(兼務)
直営・委託の別、委託先	直営	直営	直営	直営	直営
条例・要綱	四日市市終活情報登録事業実施要綱	姫路市終活支援事業実施要綱	周南市終活情報登録制度実施要綱	要綱に基づき実施予定	今治市終活情報登録事業実施要綱
対象者	市内在住のひとり暮らし高齢者で頼れる身寄りがない方	市内に住所を有する者	周南市に住所を有する65歳以上の人	原則65歳以上の坂出市民。ただし事情があれば65歳未満でも受け付ける。	市内に在住する者で、終活情報の登録を希望するもの
登録者の属性	【問い合わせ者】 男性12.5%、女性87.5% 60代12.5%、70代62.5%、80代25.0% 単身世帯100%	【相談者】 男性3割、女性7割 60代4割、70代2割、80代3割、90代1割 ※90代は子の妻から相談 要介護認定を持たない方が多い 一人暮らしの方が多	男性4割、女性6割 60代1割、70代8割 80代1割 すべて単身世帯	男性7割、女性3割 70～80代（昭和10～20年代生） 独居だが、親族はいる人	男性6割、女性4割 50代1割、70代7割、90代1割 2人世帯8割、1人世帯2割
費用負担	無料	無料	無料	無料	無料
登録方法	紙（窓口または訪問） ※電話で話をしたうえでなら郵送可	紙（窓口、訪問、郵送）	紙（窓口または郵送）	紙（窓口または郵送）	紙（窓口提出）
本人以外で登録できる人	なし（本人のみが登録可）	成年後見人（登記事項証明書必要）、親族（身分証明書必要）	後見人、親族（本人の同意が必要）	本人が認知症などで明らかに申請できない場合に限り、後見人、親族	なし（本人のみが登録可）
登録カード等の形状	登録証（カード型と室内掲示用）	自宅保管用と携帯用の2種類	登録カードあり	登録証（名刺サイズの携帯用のカードと、家の中に貼る貼り紙サイズ）	登録カード（自宅掲示用と携帯用の2種類）
登録カード(複数ある場合は携帯用)の記載内容	氏名、生年月日、登録番号	登録番号、発行日、氏名、生年月日、住所、電話番号、緊急連絡先、かかりつけ医、生前契約している協力葬祭事業者	氏名、生年月日、登録日、登録番号、市担当課電話番号	氏名、電話番号、登録年月日、かかりつけ医とその電話番号	登録番号
情報項目（「その他、自由登録」については記載省略）	緊急連絡先 医療情報（かかりつけ医等） リビングウィル（終末期の医療・ケアについての事前指示書）の保管場所 エンディングノートの保管場所 臓器提供の意思 献体登録先 葬儀、遺品整理等の生前契約先 遺言書の保管場所 墓の所在地 その他自由登録事項	緊急連絡先 利用している居宅介護支援事業所 かかりつけ医療機関、アレルギー情報等 エンディングノートの保管場所及び預け先 リビングウィルの保管場所及び預け先並びに人生会議の関係先 葬儀、納骨、遺品整理等の生前契約先及び献体の生前登録先 本籍 遺言書の保管場所 お墓の所在地 デジタル資産 生命保険、預貯金等 その他本人が登録を希望する情報及び当該情報の回答時期	緊急連絡先（情報開示指定者） 本籍 かかりつけ医、アレルギー等 リビング・ウィル（延命治療等の意思表示）を記した文書の保管場所 エンディングノートの保管場所 臓器提供の意思 ※ 献体登録先 死後事務委任契約や葬儀等の生前契約等 遺言書の保管場所 ※ お墓の場所 ※は対象者本人による申請の場合のみ登録可	緊急連絡先 かかりつけ医 リビングウィルの保管場所 エンディングノートの保管場所 臓器提供の意思 献体登録先 死後事務委任契約 (葬儀、遺品整理等)や生前契約 遺言書の保管場所 ※本人以外からの申請の場合は、献体・遺言書については登録不可	緊急連絡先 かかりつけ医、アレルギー等 親族関係図 エンディングノート、遺言書の保管場所 臓器提供、献体に関する事 死後事務委任契約や葬儀などの生前契約 金融機関と契約している遺言信託、遺言代用信託など
緊急連絡先空欄で登録できるか	できる	できる（が、原則記入を求める）	できる	できる（が、できるだけ記入を求める）	要相談
緊急連絡先となる人の同意	同意を求めるが、同意書が取れない場合も、状況に応じて登録を認める。 同意書は、原則、緊急連絡先となる人の自筆。	緊急連絡先となる人の自筆同意書を求めている	同意を求めている（申請者自署）	求めている	求めない
情報共有範囲	警察、消防、医療機関、福祉事務所、あらかじめ指定された人	警察、消防、医療機関、福祉事務所、本人が指定した開示先	警察署、消防署、医療機関、福祉事務所や指定した者	警察、消防、医療機関、福祉事務所や指定した回答対象者	指定したご親族や病院、警察など
情報共有のタイミング	上記①～⑦のと⑨ 登録対象者の意思表示が困難になったとき又は登録対象者の死後 上記⑩登録対象者の死後 上記⑪登録された回答時期	意思表示できない時、死亡した時、生命・身体・財産の保護のために必要がある時	意思表示できない時、死亡した時、生命・身体・財産の保護のために必要がある時	下記以外の項目→本人の生命等の保護のために必要があるとき、または死亡したとき 遺言書→本人が死亡したとき 自由項目→本人が指定した時期	意思表示できない時、死亡した時
データ保管方法	紙及び電子ファイルで保管。 現時点ではシステム化していない。	紙・PDF	想定登録件数及び個人情報管理体制 上紙管理とした。	紙でファイリング、スキャンしたPDFを保管	申請書を紙と電子ファイル（PDF）にて保管し、福祉システムに入力
登録内容の更新	本人からの申し出による。但し、定期的な確認の実施も検討中。	定期的に訪問、電話等による安否確認を行うため、そのタイミングで確認	変更修正等可能、市から申請者へ確認はなし	登録書類は「永年保存」と位置付けている。死亡・転出・本人の申出による抹消の場合は、年度末に削除する。	年1回程度、変更の有無を確認する予定としている。
登録内容の削除	住民登録情報の確認及び本人からの届出。本人死亡後のデータ保管は5年間。	廃止届が提出された日、市外に転出した日、死亡後5年が経過する日の属する年度の末日を経過したとき、登録情報に虚偽があることが認められたとき	対象者が市外に転出したとき、対象者の死亡日から5年経過したときは取り消しを行う	週1～月1の頻度で死亡届を照合して登録者のなかで亡くなった人がいないかを確認。	年1回程度、生存等を確認し、対応を検討する予定としている。